

医療機関 各位

神戸市保健所長
伊地智昭浩
(公印省略)

高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）が疑われる場合（要観察者）の
医療機関における基本的な対応について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の保健福祉行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成28年11月28日付け厚生労働省事務連絡にて、青森県青森市の農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）疑似患畜が発生した旨の情報提供がありました。

現在、国内では鳥インフルエンザ（H5 亜型）の人への感染は報告されておきませんが、海外では南アジアを中心に中東・ヨーロッパ・アフリカの一部地域などで鳥類への感染が確認され、人での症例はアジア・中東・アフリカを中心に報告されております。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥類やその死体等に濃厚に接触した場合を除いて、通常は人に感染することがないと考えられておきますが、引き続き、鳥インフルエンザウイルスの人への感染防止のため、下記の定義を参考に貴院におきましては鳥インフルエンザを疑う患者を診察されました場合は、神戸市保健所までご連絡をお願いいたします（TEL:078-322-6789）。

記

1. 高病原性鳥インフルエンザ要観察者の定義

下記①または②に該当する者であり、かつ、38℃以上の高熱および急性呼吸器症状がある者、又は原因不明の肺炎、若しくは原因不明の死亡例

- ① 10日以内にインフルエンザウイルス（H5 亜型）に感染している、又はその疑いがある鳥（鶏、あひる、七面鳥、うずら等）、若しくは死亡鳥との接触歴※を有する者
- ② 10日以内にインフルエンザ（H5 亜型）患者（疑い例も含む）との接触歴※を有する者

※ 接触歴とは鳥、又は患者と1mないし2mの範囲で濃厚な接触があったものを指す。
(平成18年11月22日付け健感発第1122001号「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」を参考とした)

2. 臨床的特徴（鳥インフルエンザ（H5N1）届出基準を参考とした）

潜伏期間は概ね2～8日である。症例の初期症状の多くが、高熱と急性呼吸器症状を主とするインフルエンザ様疾患の症状を呈する。下気道症状は早期に発現し、呼吸窮迫、頻呼吸、呼吸時の異常音がよく認められ、臨床的に明らかな肺炎が多く見られる。

呼吸不全が進行した例ではびまん性のスリガラス様陰影が両肺に認められ、急性窮迫性呼吸症候群（ARDS）の臨床症状を呈する。

神戸市保健所予防衛生課（担当：平山・森本）

TEL：322-6789 FAX:322:6763